



33 地域防災力の向上



(1) 自然災害に対する態勢を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関など、それぞれが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災地図」、「防災の手引（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座・授業の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区、消防署、消防団、警察署、自衛隊などの防災関係機関は、連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

区では、都による河川改修のほか、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、浸水被害が予想される地域の全戸に毎年配布している。

[近年の集中豪雨による大規模被害（50件以上）]

(床上・床下浸水、道路冠水) (単位：件)

発生日	件数
17年9月4日	738 (石神井川氾濫)
22年7月5日	163
23年8月26日	61

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、さらに復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、熊本地震の教訓等を踏まえ、30年3月に修正した。

2 練馬区非常時優先業務実施方針

多くの困難が予想される発災後72時間において、非常時優先業務を実施する上での基本的な枠組みを示し、区の即応体制を強化するための方針であり、適時修正している。直近では、30年3月に修正した。

3 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画であり、適時修正している。直近では、30年3月に修正した。

[首都直下地震等による東京の被害想定(24年4月)より]

被害の種類	東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)
建物全壊棟数	1,946棟	2,611棟
建物半壊棟数	12,956棟	13,941棟
出火件数	12件	12件
焼失棟数	3,065棟	2,968棟
死者数(※)	166人	212人
負傷者数(※)	4,722人	5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力(停電率)	5.3%	6.3%
ガス(供給支障率)	25.6%	95.3%
上水道(断水率)	17.2%	28.3%
下水道(管きよ被害率)	19.7%	19.8%
固定電話(不通率)	2.2%	2.2%

注：冬の夕方18時 風速8m/sの場合

※：死者数、負傷者数は冬の朝5時 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

有線通信が途絶した場合の情報連絡手段として、3種類の無線通信システムを整備している。

(1) 移動系防災行政無線

有線通信の途絶時に、区および防災関係機関等との情報連絡（音声・FAX）を行うためのシステムである。防災センターを基地局として、避難拠点等や防災関係機関等との間で、情報の収集および

び伝達を行う。(29年度末現在、204台配備)

(2) MCA 無線

タクシーや物流業等で汎用的に使用されているグループ単位で完結する無線であり、災害時には自治体の通信が優先されるシステムである。防災センターを親局として、練馬区帰宅支援ステーション等との間で、情報の収集および伝達を行う。

(3) 同報系防災行政無線

防災センターを親局として、区内に設置した子局(無線放送塔)や、区施設等に配備した戸別受信機(防災ラジオ)を通して、災害に関する情報を区民へ提供するシステムである。(29年度末現在、無線放送塔207局、防災ラジオ1,065台配置)

2 臨時災害放送局 (FM 放送)

臨時災害放送局は、地震等による大規模な災害が発生した場合に、地方公共団体等が救援情報や復旧情報等を提供するために開設する、臨時かつ一時的なFM放送局であり、区では、27年度に放送機材を導入した。

29年度は、防災フェスタなどで周知を図るとともに、練馬まつりで3年連続して試験放送訓練を実施した。

また、これらの取組が評価され、29年6月1日「電波の日」に総務省関東総合通信局長表彰を受賞した。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点(小・中学校)1か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内(66,600m³)に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内(各1,500m³)・はやいち公園・みんなの広場公園内(各100m³)にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

その他、主に区と民間の協定により区内23か所の深井戸を「防災井戸」として指定しており、給水を受けることができる。

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金

を支給し活動を支援している。

1 市民消防隊

災害時に、地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ(C級)などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ(D級)、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を配備している。

3 避難拠点運営連絡会

区では、7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、区立全小・中学校99校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕

29年度末現在

組織の種類	組織数
市民消防隊	13隊
防災会	310組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	2組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

(1) 避難拠点訓練

- ・日時 29年9月9日
- ・場所 全避難拠点(区立全小・中学校)99か所
- ・参加者数 1,559人
- ・概要 避難拠点チェックリストの確認、資器材操作、無線操作など

(2) 防災フェスタ

- ・日時 29年9月10日
- ・場所 東京学芸大学附属国際中等教育学校
- ・参加者数 2,507人
- ・概要 各種体験コーナー(はしご車、起震車、初期消火等)、防災関係機関によるブース展示、スタンドパイプによる応急給水訓練

2 水防訓練

- ・日時 29年5月20日
- ・場所 都立城北中央公園都民の森
- ・参加者数 867人
- ・概要
 - ①土のう積みなどの浸水防止法
 - ②軽可搬消火ポンプによる浸水箇所の排水
 - ③特別救助隊による救助
 - ④はしご車、起震車など各種体験コーナー
 - ⑤防災関係機関による広報活動

3 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会等による自主的な訓練等が年間を通して実施されている。

- (1) 市民消防隊・防災会等による訓練、会議等
 - ・訓練回数、会議・講習会等 359回
 - 参加人数 44,900人
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等
 - ・訓練回数 193回 参加人数 21,672人
 - ・会議・講習会等 426回 参加人数 6,384人
- (3) 軽可搬消火ポンプ操作大会

ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて「ポンプ操作大会（発表会）」を開催している。

 - ・参加団体 63団体 参加人数 674人

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成29年度は功労者93人、功労団体9団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

『被害を軽減する地域コミュニティの力～「個」と「地域」の防災力を高めるために～』をテーマに、講演会を開催した。

- ・開催日 30年3月4日
- ・会場 練馬文化センター
- ・講師 工学院大学建築学部教授 村上正浩氏
- ・参加対象者 区民、区民防災組織関係者

2 防災用品のあっせん

- ・あっせん品目
家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料など
- ・申込件数 113件、397品

3 防災の手引などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

【手引きなどの一覧】

刊行物	内容	配布場所
防災の手引	地震が起きたときに取るべき行動や日頃の備えについて	7階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など（※「わたしの便利帳」と共に配布）
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター（※「わたしの便利帳」に挟み込み）
中高層住宅の防災対策ガイドブック	中高層住宅の管理組合や自治会、住民組織向け手引き	7階危機管理室、防災学習センター
食と防災	災害時の食事に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター

29年度は、ねりま防災カレッジ「女性防災リーダー育成講座」のポイントや受講者の声をまとめた「災害時だからこそ“活かせる女子力”を考える」を発行し、7階危機管理室および防災学習センターで配布している。

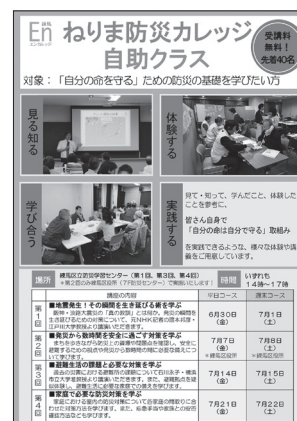
4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。

- ・訓練回数 309回
- ・参加人数 23,855人

●ねりま防災カレッジ

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



場所	ねりま防災カレッジ（第1館、第2館、第4館）	ねりま防災カレッジ（第3館）
第1	基礎的な防災知識の習得	避難訓練
第2	避難訓練の実施	防災用品のあっせん
第3	防災用品のあっせん	基礎的な防災知識の習得
第4	基礎的な防災知識の習得	避難訓練

【29年度ねりま防災カレッジ自助クラスの案内】

1 区民向けクラス別講座

(1) 自助クラス

- ・内容
自助に関わる基礎的な知識・技術について
- ・受講者数 95人

(2) 自助（夜間）クラス

- ・内容

自助に関わる基礎的な知識・技術や帰宅困難者の問題について

・受講者数 45人

(3) 共助クラス

・内容

共助に関わる基礎的な知識・技術について

・受講者数 68人

(4) 区民防災組織カリキュラム（区民防災組織加入者向け）

・内容

組織の活動に活かせる実践的な取組について

・受講者数 76人

(5) 共助クラスフォローアップ（共助クラスの修了者向け）

・内容

地域での防災活動を促進するための知識・技術について

・受講者数 66人

(6) 区民防災組織カリキュラムフォローアップ（区民防災組織カリキュラムの修了者向け）

・内容

組織での防災活動を促進するための知識・技術について

・受講者数 39人

2 小学生（4～6年生）向けカリキュラム

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施する。

・受講者数 99人

3 中学生向けカリキュラム

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施する。

・受講者数 38人

4 専門カリキュラム

防災活動の専門的な内容について、さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施する。

・開催した講座

中高層住宅向け防災講習会、事業所向けカリキュラム、食と防災、普通・上級救命講習、女性防災リーダー育成講座、乳幼児の保護者向け防災講習会

・受講者数 372人

5 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施する。

・参加者数 13,649人

6 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や煙ハウス体験など、防災に関する体験講座を実施する。

・参加者数 2,591人

7 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する学習や体験講座を実施する。

・参加者数 2,320人

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体（11団体）、民間事業者や各種団体等（185団体）と協定を締結し、状況に応じ、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

29年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合協定〕

・長野県上田市

・群馬県前橋市

・埼玉県上尾市

〔災害時物資支援協定〕

・福島県塙町

・群馬県下仁田町

・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

・特別区

・東京都西東京市

・埼玉県和光市

・埼玉県新座市

・東京都武蔵野市